

令和2年第1回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和2年1月7日 午後3時2分  
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和2年1月7日 午後3時2分  
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和2年1月7日 午後3時45分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、砥綿英彦、松原剛、高田長次、  
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

市川光秀

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 2号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第 1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 2号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第 1号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について

議案第 2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：それでは改めまして、2020年、新しい年を迎えまして、明けましておめでとうございます。昨年におきましては、途中からではございましたが、皆様方の御協力でどうにか農業委員会も活発な意見を出していただきながら終わりました。今後あと2年間ございますし、そういった中で、もう少し今までどおりのやり方ばかりではなくて新しい部分にも取り組みをしたい、そういうふうな考えを持っております。何をするかといいますのは、視察先にも若干載っておりますので、そういったことをいろいろ勉強しながら、皆さんと一緒に筑紫野市内の農業の振興を図っていきたいと思っております。今後とも御協力いただきながら一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、始めたいと思います。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、3番委員の長谷さん、それから7番委員の檜木さん、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いいたします。お手元に配付しております、議案目録の順序に従い本日の会議を進めますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速1ページをおあげください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第1号、議案書のとおり農地の権利移動届出が4件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号1番。届出者、熊本市□□、□□。届出地、□□ほか5筆。地積、田7,339平米、合計7,339平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はありません。

番号2番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか5筆。地積、田152平米、畑336平米、合計488平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はございません。

番号3番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか9筆。地積、田1万2,788平米、畑856平米、合計1万3,644平米です。届出の事由は相続。あっせんの希望はございません。

番号4番。届出者、福岡市□□、□□。届出地、□□ほか7筆。地積、田7,969平米、畑7,021.35平米、合計1万4,990.35平米。届出の事由は相続です。あっせんの希望はございません。

以上です。

○議長：ありがとうございました。ただいま4件の説明をいただきました。質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

では、次に行きます。

2 ページをおあげください。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく同法施行規則第 53 号、第 14 号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第 2 号、議案書のとおり届出が 1 件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号 1 番。届出者、福岡市□□、□□株式会社□□センター長、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田 454 平米のうち 10.75 平米、合計 454 平米のうち 10.75 平米。契約内容は賃貸借です。届出の理由として、適用条項第 53 条第 14 号、携帯電話無線基地局の設置でございます。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございました。本件につきまして質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3 ページをおあげください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第 3 号、議案書のとおり農地の転用届出が 1 件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号 1 番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田 2,091 平米、合計 2,091 平米です。届出内容は、転用目的、共同住宅。構造規模、木造 2 階建て。工事期間、令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日まで。開発許可の要否は、県開発許可該当です。受付月日は、令和元年 12 月 11 日。

以上です。

○議長：本件につきまして質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次の 4 ページをおあげください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第 4 号、議案書のとおり農地の転用届出が 4 件あります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか2名。届出地、□□。地積、田231平米、合計231平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造スレートぶき2階建て。工事期間、令和2年3月1日から令和2年7月30日。開発許可の要否は不要です。受付月日は、令和元年12月6日。

番号2番。譲受人、福岡市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、三重県いなべ市□□、□□。届出地、□□。地積、畑275平米、合計275平米。転用目的、建売住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年5月1日から令和2年10月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和元年12月9日。

番号3番。譲受人、春日市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑227平米、合計227平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模は、木造2階建て。工事期間、令和2年1月10日から令和2年5月10日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和元年12月18日です。

番号4番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑231平米、合計231平米。転用目的は自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和2年1月6日から令和2年5月31日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和元年12月18日。

以上です。

○議長：ありがとうございました。4件の報告をいただきましたので、質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

5ページをおあげください。議案第1号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について地区担当委員、□□番委員の□□さん、よろしく申し上げます。

○委員：番号1番。譲受人、住所、氏名、耕作面積、筑紫野市□□、氏名、□□さんです。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、名前は□□です。申請地の表示、□□ほか2筆。地積、田832平米。異動の内容、申請理由、相手方の要望です。契約内容は売買です。あとはいいですかね。

○議長：もうよろしいですか。じゃあ、事務局のほうでいいですか。それでは、事務局のほうから補足説明をお願いします。

○事務局：失礼します。内容については、□□委員が御説明したとおりでございます。次の6ページに位置図、それから7ページに字図をつけさせていただいておりますが、7ページをごらんになっていただくと、申請地は福岡県立の□□、東が約350メートルほど遠いですね。これが□

□線沿いに位置するところになります。

農地法3条の要件でございますが、耕作状況につきましては、現在、自作地としまして田んぼ5,731平米、それから畑659平米ということで、合計6,390平米、現在所有をされております。農機具でございますが、トラクター1台、それから田植え機、コンバイン各1台を所有されているということで、農作業歴は7年となっております。従事日数でございますが、年間で約150日行うということでございました。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：場所は生コン屋とか。

○委員：あれよりはまだ上です。

○委員：まだ上ですか。

○委員：はい。図面にあるように、山群に登る入り口の近くです。

○委員：山群に登るところ。

○委員：そうです。□□は左側だけど、こっちは右側になります。

○議長：わかりますか。よろしいですか。

○委員：これ、当該地は水稻か何かつくってあるんですか。3カ所は田んぼですか。

○委員：田んぼです。一応、ソバと野菜をつくりたいということです。

○委員：あれは水田やったら水利がね。

○委員：前ですか。

○委員：うん、前。

○委員：前はもう田んぼをよくできないから。荒れてましたもんね。やいやい言われているけど、しないと言って。

○事務局：先日、会長、副会長と一緒に現地を確認させていただきまして、草刈りはもちろんですけれども、耕起までされておられました。これから野菜を植えていくということでの申請でございました。

○委員：現在、田はすいてありますもんね。

○事務局：すいてあります。

○議長：よろしいですかね。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、意見も出尽くしたようでございますので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

では、地図の後のページをおあげください。8ページです。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員、□□番委員の□□さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：譲受人、住所、氏名、大野城市□□、株式会社□□代表、□□。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□さんです。申請地の表示が、□□ほか1筆ということになっております。現況は田んぼです。この前の行政当局と現況の調査、水田を見に行ったときの現場の近くで、ちょうどそのときにも□□さんの土地を確認しております。ちょうど高速のインターチェンジにつながった道路、□□さんの家がある反対側の角地、警察がよく取り締まり、一旦停車、駐車、右折禁止か、あそこのパトカーが隠れていたところですね。あの土地が図面の角地になります。現況は田畑でちょっと荒れていましたけれども、田畑で242平米ということで、駐車場にはもってこいの場所じゃないかなとは思っております。

以上、内容的にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長：では、事務局のほうから補足説明がありましたらお願いします。

○事務局：失礼します。申請箇所につきましては□□委員が説明いただいたとおりで、位置図は9ページにつけさせていただいております。申請地につきましては、周囲を道路それから農地に囲まれた集団性のない農地、第二種農地となっております。

今回の申請につきましては、中古車販売用の車両5台駐車をして、あわせて看板を設置するというものでございます。インターチェンジ付近ということで交通量が非常に多いことから、多くの方の目につきやすいということで今回申請地を選定されております。

工事資金につきましては、自己資金ということで、金融機関の残高証明書にて確認をさせていただいております。

周囲への影響でございますが、水利承諾につきましては条件等はございません。隣地承諾につきましては、今後の管理をする上で境界にコンクリートブロックをつけるようにという条件が付されておりました。工事に伴います被害防除でございますが、雨水対策としまして申請地の東側に側溝を設けまして、既設の集水ますに接続するというように対応されております。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対します質疑、意見のある方はお願いいたし

ます。

どうぞ。

○委員：申請内容とかを全然言っておられないので、申請内容は言われたほうがいいんじゃないですか。

○事務局：私のほうが読み上げます。今回の申請内容でございます。

8ページに戻っていただいて、転用目的でございます、駐車場。契約内容は売買。構造規模、アスファルト舗装。工事期間は令和2年2月1日から令和2年7月31日まで。農地区分は第二種農地です。資金の内訳としては、自己資金100%。開発許可の要否は不要です。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域は市街化調整区域でございます。

済みません、以上です。

○議長：どうも失礼いたしました。ほかに質疑等ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、10ページの次のページをおあげください。

農政議案に入ります。

農政議案第1号、農業振興地域整備計画の変更に関する件を議題といたします。計画の変更内容について、農政課の担当者の御説明をよろしく申し上げます。

○農政担当：説明させていただきます。済みません、着座にてさせていただきます。

本件に関しましては、□□地区における農業振興地域内農用地、いわゆる農振青地だったり、青地農地といった言い方のほうが聞きなれているかもしれませんが、この農用地について、農家住宅を目的とした農業振興地域の除外の件でございます。

そもそも農業振興地域整備計画とは何なのかですけれども、通称、農振法といわれる法律になります。農業振興地域の整備に関する法律に基づいて市町村が策定することとなっております。農業生産の基礎となる優良農地を明確に区分して確保・保全するために、総合的な農業振興の計画となっております。

農振法において、農業委員会に意見照会の上、本計画を変更するものと規定されていることから、今回お諮りさせていただくものになります。

本計画においては農業振興地域内農用地を定めており、これに定められた土地は農業的な価値

が高い、または農業用地として利用すべき、保全すべきとされた土地ということになります。したがって、この農地は原則農地転用をすることができません。転用する場合には、先立って農用地区域からの除外手続をすることが必要になります。原則的にはこの除外というのはいけないんですけれども、一定の要件を満たしたときに限り認められることがあります。この要件について説明させていただきたいと思います。

本日、別紙でお配りさせていただいております、A4縦の1枚紙でまとめているものをごらんいただければと思います。よろしいでしょうか。1から5まで、5要件といわれるんですけれども、要件がございます。読み上げさせていただきます。

①農用地以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。④土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。⑤農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過しているものであることとなっております。

ちょっと難しいので言いかえますと、除外する土地のほかに代替地がないかであるとか、周辺の営農者だとかに影響がないか、除外後の農業用施設、水路といった農業用施設の利用に支障がないか、圃場整備から一定の期間を経過したものであるかといった五つの基準の全てに適合したものについて除外の見込みがあるということになります。

今後につきましては、本日農業委員会の御意見をいただいた後に、福岡県知事と協議を行い、福岡県知事同意のもと計画変更を行うという予定となっております。

今回の事案について説明させていただきますので、議案書にお戻りいただければと思います。

今回は、農用地区域の除外事案の1件でございます。読み上げて説明させていただきます。

整理番号1。□□、田246平米でございます。申請者は□□。住所、筑紫野市□□。除外の目的は農家住宅の建設となっております。

次のページをごらんください。航空写真が添付されているかと思いますが、横に向けて図面上が北となっております。図面の中央からやや右側に、北から南に流れる川がございますが、こちらが□□川、同様に中央、それよりもやや左付近に斜めに走っておりますのが、県道の□□線でございます。□□川と県道に囲まれた集落の中に位置する農地になります。

次のページをごらんください。拡大した図面になります。斜線で図示されているのが今回の除外対象の農地でございます。濃い色で着色されているのが宅地でございます。当該農地におきましては、宅地と宅地の間に挟まれている農地となっておりますのでございます。

ここで、除外の要件について確認させていただきます。

①です。土地所有者は当該農地を含めて7筆所有しております、全てが農用地区域内の農地

を所有されております。当該農地以外につきましては、道路接続がなかったりだとか、代替の農地とはならないと判断し、①については満たしております。

②③はまとめて確認させていただきます。宅地に囲まれて一団の農用地の周辺部に位置すると考えられ、土地所有者本人が耕作されており、土地所有者は認定農業者でもないことから、②③の要件は満たしているものと考えられます。

④についてですが、地元の水利承諾書が添付されております。

⑤についてですが、□□地区においては、県営圃場整備事業が昭和52年から昭和63年に行われております。事業完了後8年以上経過しているため、要件を満たしております。

このことから、除外に係る5要件は全て満たしているものと考えております。

整理番号1の事案の説明につきましては以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

○委員：関連して。道路が今度新しくできたでしょう。22メートル道路が、□□のところに。その関係も含めて、大体、事業完了して20年後に、たたないとあそこは扱えないという取り扱いに対して、事業完了後8年を経過したといった内容でよろしいんですかね。

○農政担当：バイパスとは関係なく、圃場整備の完了が、今説明したとおり、昭和63年で完了公告がっておりますので、それから8年以内であればまだまだ農地としての利用を優先すべきなんですよということで、この別紙の除外の要件に該当しないんですけど、ここの土地、□□の圃場整備区域については、完了後から8年以上経過した土地であるというところで、⑤の要件は満たしているというところでございます。

○議長：どうぞ。

○委員：地図の2枚目について御質問が2点ほどあります。まず、黒いやつとグレーのやつ両方に、先ほど説明のときは宅地に挟まれているということでしたけど、結局、この二つの色が濃いやつは同じ□□さんの所有地ということですか。

○委員：□□さんのお家です、□□さんの。隣の十になっているのが□□さん。それで、その間。今、野菜畑にしてあるんですね。立派な野菜をつくっていらっしゃる。

○委員：要は、これは色分けで斜線も含めて三つになりますけど、単純に言えば□□さんがどこにお住まいかわからないので。

○委員：隣は。

○委員：隣です。それを単純に所有地の間だけになっているから、言うなれば屋敷うちを広げたいと、そういう理由なのかどうか、その辺がまず一つの疑問であるわけですよ。

○委員：ちょうど水路があるんですよ。斜線と黒塗りがありますね。その間に水路があるんですよ、排水路が。だからここは続きにはできません。

○農政担当：敷地の拡張ではなくて、今、□□委員が言われたとおり、水路を挟んだ隣の土地に息子さんの農家住宅を建てて、そこに住まわれないということでもあります。その農家住宅を建てられるかどうかというのは事前に県に協議した上で、一応転用についての見込みはあるところがございますので、まず先立って農振のいわゆる農用地、青地を除外する必要があるがございますので、きょう御意見の照会をさせていただいているものです。

○委員：そういうことですね。わかりました。

○議長：ですから、改めて転用される場合は、農振のほうで片づいた後にまた上がってまいりますので。

よろしいですかね。ほかにございせんか。

(なし)

○議長：それでは、意見も出ましたようですので、これより採決を行います。

農業振興地域整備計画の変更内容について御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することといたします。

では、地図のもう一つ先をおあげください。

農政議案第2号です。農政議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1。所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、2,211平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期はいずれも令和2年1月24日となっております。

以下、4件につきましても、同法人と□□氏の売買でございます。お読み取りいただきたいと思っております。合計につきましても、件数としては1件の売買になります。筆数は5筆で面積計は5,142.9平米となっております。

今後につきましては、公益財団法人福岡県農業振興推進機構のほうで新たな担い手に対してあつせんを行い、集約を進めていくこととなります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

では、その先をおあげください。農政議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をよろしく願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号2-1-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、株式会社□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、822平米。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、野菜。期間につきましては令和2年1月11日から令和4年11月10日までのおおむね3年間となっております。

以降につきましては割愛させていただきます。お読み取りください。

件数につきましては、合計で2件、新規が2件の、筆数といたしましては6筆となっております。合計で8,109平米の利用権の設定の件となります。

以上、説明を終わります。御審議をよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対します質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第1回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。